

令和8年度 デジタル技術活用支援 補助金

区内中小企業が業務効率化・生産性向上等のため、業務のデジタル化に取り組む場合、経費の一部を補助します。

補助額

上限 **50万円** (補助率**3/4**)

※1,000円未満切捨て、下限額5万円





申請
期間

令和8年4月1日(水)～11月30日(月)

※予算額に達した場合、募集を終了します。

主な活用例

- アプリを活用して、日常業務を手軽かつペーパーレスに！ 
- 会計ソフト・人事労務ソフト・顧客管理ソフトでデータを一元管理&業務効率化
- RPAでデータ入力などの単純作業を自動化 ■ 飲食店でのセルフオーダーの仕組みづくり 
- ドローンを使って高所点検を安全かつ効率的に などなど

まずはご相談ください！ すみだビジネスサポートセンター(すみサポ)

「何から手をつければいいのか?」「デジタル化って難しそう…」という方も、事前に補助金の活用についてご相談承ります！

※補助金の申請には、すみサポで相談の上、事業計画書の作成が必要です。
(事前予約制・03-5608-6360)

募集要領・申請要領はこちらから > > > >

(区ホームページ)

https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_jigyosya/sangyo/hojokin_jos_eikin/smddigital.html



お問合せ

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当
☎ 03-5608-6183 (直通)



対象事業者

- 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 墨田区内に1年以上主たる事業所を有すること。（本店登記地及び事業の実態が区内にあること。）
- 特別区民税（法人は法人住民税）を滞納していないこと。
- 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業等を行っていないこと。



補助対象事業

業務効率化、生産性向上等に資する取組であって、次に掲げる要件を満たすもの

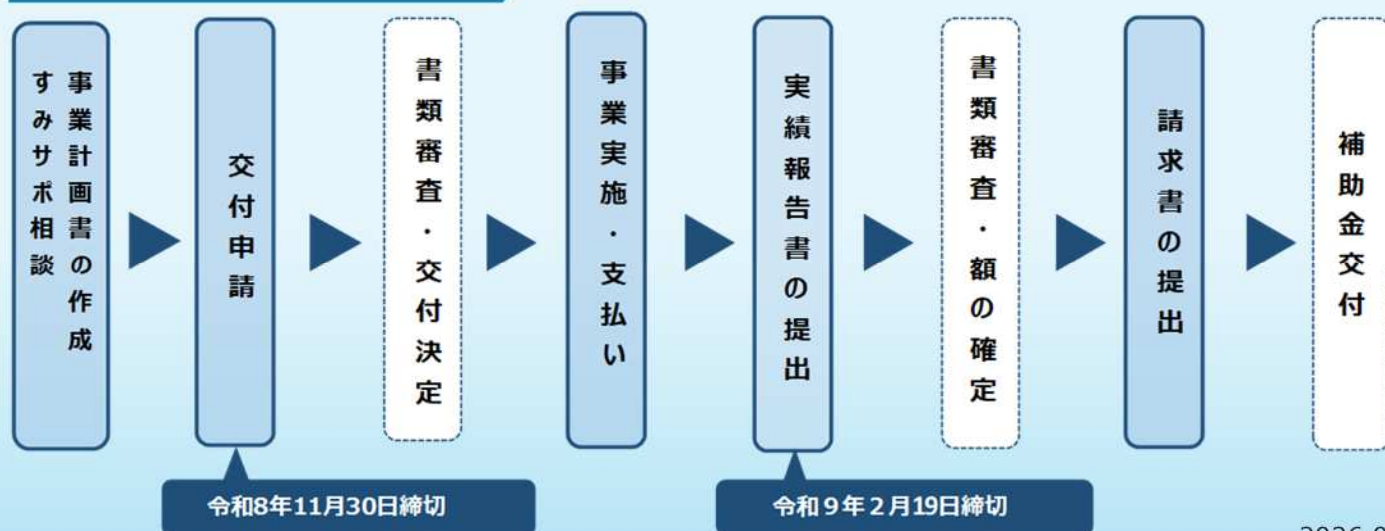
- デジタル技術を活用したものであること。
 - 自社内の既存業務の一部又は全部の工程について活用するものであって、当該工程において新たに取り組むものであること。
 - 導入又は活用するデジタル技術によって、申請前の状況から改善が見込まれ、効果を示すことができるものであること。
- ※他にも要件がございますので、申請前に必ずホームページ・募集要領をご確認ください。

主な対象経費

- ソフトウェア、クラウドサービス及びハードウェア（以下「ソフトウェア等」という。）の購入経費、利用料、使用料及び運用保守経費（ただし、利用料、使用料及び運用保守経費については、申請年度に初めて導入したものであること。月額・年額費用の場合、補助金の交付決定のあった日の属する月の翌月分から、交付決定の日の属する年度の1月31日までのもの）
- ソフトウェア等の導入・活用に係る設定、設計及びカスタマイズ等の経費
- ソフトウェア等の導入・活用に係る技術指導及び助言を受けるための経費
- ソフトウェア等の導入・活用に係る研修を受けるための経費



申請の流れ



お問合せ

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当
☎ 03-5608-6183 (直通)

